

最近実施した主な施策について

平成 31 年 3 月 8 日
産業保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

平成 30 年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は、以下のとおり。

1. 法令・省令改正等

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る無許可譲受（平成 31 年 3 月閣議決定予定）

実包等の火薬類を譲り受ける場合の都道府県公安委員会の許可について、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者等が、鳥獣の捕獲をする目的で一定数量以下の火薬類を譲り受ける場合には、不要とする。今後、第 9 次地方分権一括法案¹の中で改正予定。（別紙 1 参照）

(2) 庫外貯蔵できる火薬類の追加等（公布・施行：平成 31 年 1 月 8 日）

1. 4 S 火薬類（航空機用火工品に限る。）について、それらの原料をなす火薬又は爆薬の総量が、「都道府県知事（指定都市の区域にあつては、指定都市の長）が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者」にあつては 200 g 以下であれば、庫外貯蔵することができるよう省令を改正した。

あわせて、昭和 49 年通商産業省告示第 51 号（火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量）に関し、表中、都道府県知事と記載されている箇所について、「（指定都市の区域にあつては、指定都市の長）」が追加されるよう改正した。

2. 火薬小委員会、ワーキンググループ（WG）等の活動状況

(1) 特則検討WG

○第 8 回（平成 30 年 9 月 26 日開催）

・火薬類製造施設の保安間隔の短縮等に係る特則承認について

¹ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(2) 産業火薬保安WG、煙火保安WG

○第8回（平成31年2月28日開催）（合同開催）

- ・火薬類の技術基準等の見直しについて

3. その他

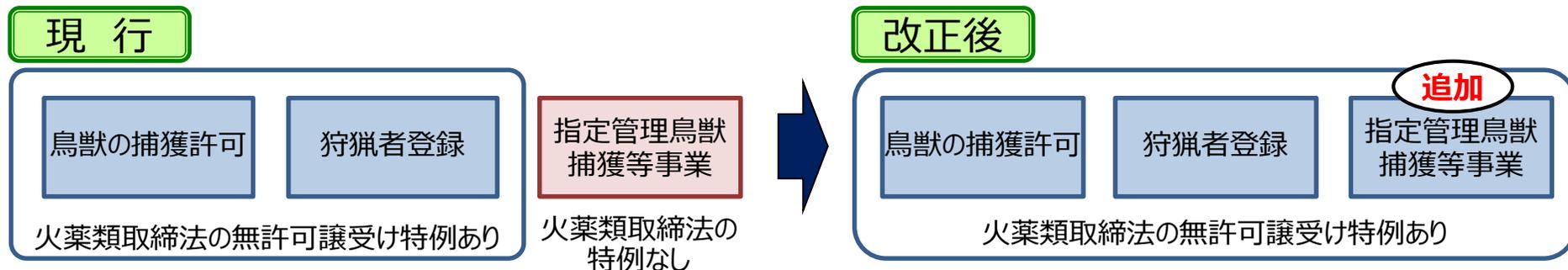
2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の競技種目である射撃が円滑に実施されるよう関係者と調整中。

第9次地方分権一括法案※（火薬類取締法改正部分）の概要

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

【**現行**】 猟銃等に用いる火薬類（実包等）の譲受け⇒原則、都道府県公安委員会の許可が必要
（特例）鳥獣保護管理法※¹の①鳥獣捕獲許可や②狩猟者登録を受けた者：一定数量※²以下は許可不要

➤ 指定管理鳥獣捕獲等事業※³の従事者も、一定数量以下の実包等の譲受けの許可を不要に
（「地方分権改革に関する提案」を踏まえた対応）



⇒**指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の円滑化により、地域における鳥獣被害対策に貢献。**

【参考】 鳥獣の捕獲許可、狩猟者登録、指定管理鳥獣捕獲等事業について

- 鳥獣の捕獲許可：鳥獣被害の防止等の目的で鳥獣の捕獲を行う際に、環境大臣又は都道府県知事より受ける許可
- 狩猟者登録：狩猟鳥獣（環境大臣の定める48種）を狩猟期間に捕獲する者が都道府県ごとに行う登録
- 指定管理鳥獣捕獲等事業：第二種特定鳥獣管理計画※⁴に基づく指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲強化を都道府県等が実施するための事業

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※2 省令で規定。現行：猟銃用実包300個（うち、ライフル銃用50個）等 ※3 平成26年法改正で、鳥獣保護管理法に新設

※4 ニホンジカやイノシシなど生息数が増加・生息地が拡大している鳥獣を管理するため都道府県が策定する計画